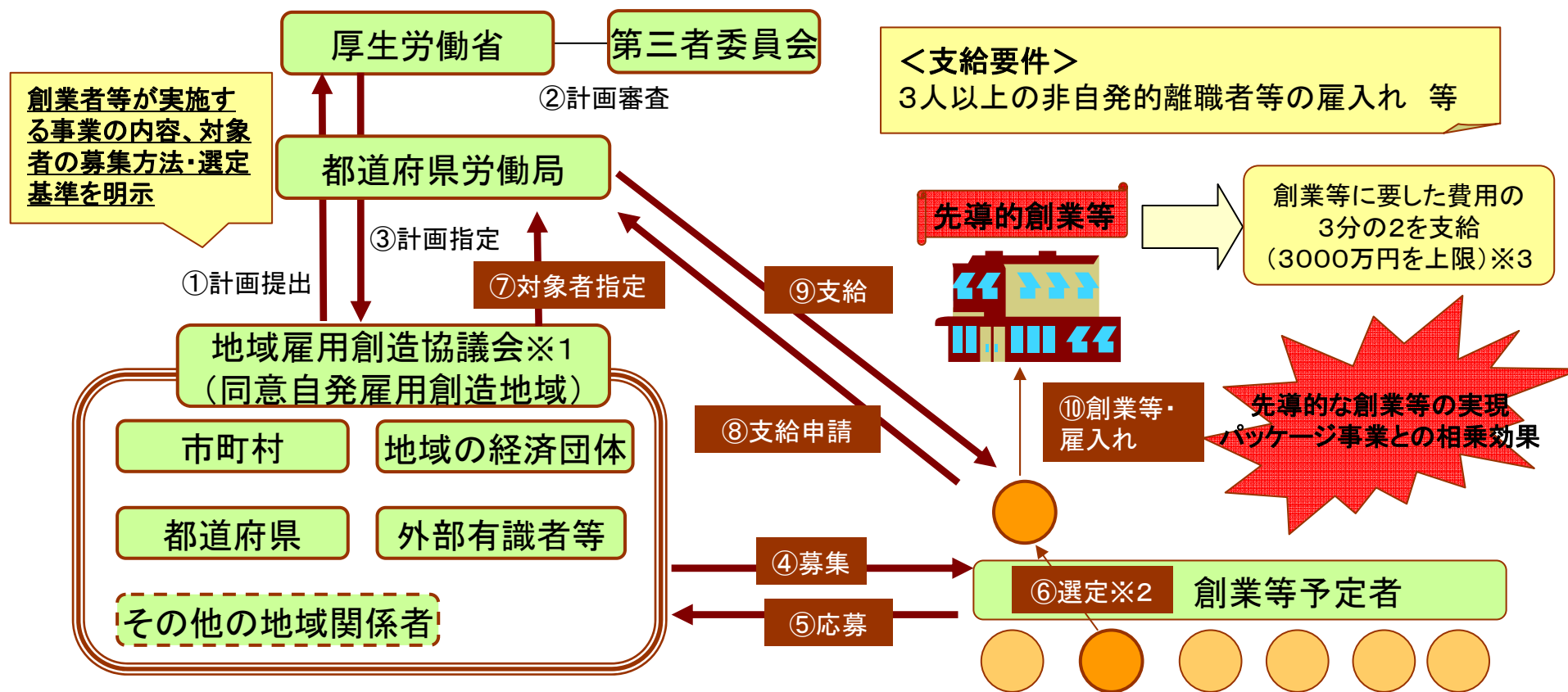


# 雇用創造先導的創業等奨励金

パッケージ事業を実施する地域雇用創造協議会が作成した事業の実施計画に基づき、地域求職者を雇い入れ、新たに地域の産業及び経済の活性化等に先導的な役割を果たす事業を開始する事業主に対し、事業を開始するために要した費用の一部を助成する。



※1 新たにパッケージ事業を実施する地域(事業構想に当該奨励金の対象者に対する支援策を盛り込んだ地域)を支給対象地域とする

※2 協議会がパッケージ事業により必要な能力等を付与した創業等予定者の中から1者のみ選定し、支給対象者として指定する。

※3 創業等開始後、6月ごとに支給額の1/3(第1回、第2回)、1/6(第3回、第4回)を支給する。

## ○ 想定される事業例

- ・ 商店街で賑わい拠点となる屋台村や朝市等の複合物販施設を運営する事業  
(→商店街の集客力が増加し、商店街全体で雇用機会が増大。)
- ・ 商店が存在しない山間部等で地域内の生産者が生産する商品等を委託販売するコミュニティ・ショップを運営する事業  
(→地域で委託販売する商品を製造する者の創業等を促進し、地域全体で雇用機会が増大。)

## ○ 助成対象となる費用

- ・ 事業の開始に必要な手続き等のために要した費用  
(法人の設立登記、就業規則の策定、各種許認可の手続き等に要した費用。)
- ・ 創業者等又は創業者等が雇用する労働者の教育訓練等に要した費用  
(教育訓練、資格取得、キャリア・コンサルティング等のために要した費用。)
- ・ 事業を実施するために必要な施設の整備等に要した費用  
(事業に必要な不動産(土地を除く。)、設備、機器、営業権等を取得又は賃借するために要した費用。)
- ・ 労働者を雇用するために要した費用 等  
(労働者の募集や採用に要した費用、労働者の賃金(創業後6月以内のものに限る。)等。)

## ○ 不支給要件

- ・ 支給申請期間中に雇用する労働者の数が3人未満となった場合。
- ・ 雇用する労働者を解雇(労働者の責めに帰すべき場合を除く。)した場合 等